

遺言 = 遺産を自分の意思に基づいて分け与えるためのメッセージ

☆もしも遺言がなかったらどうなる？

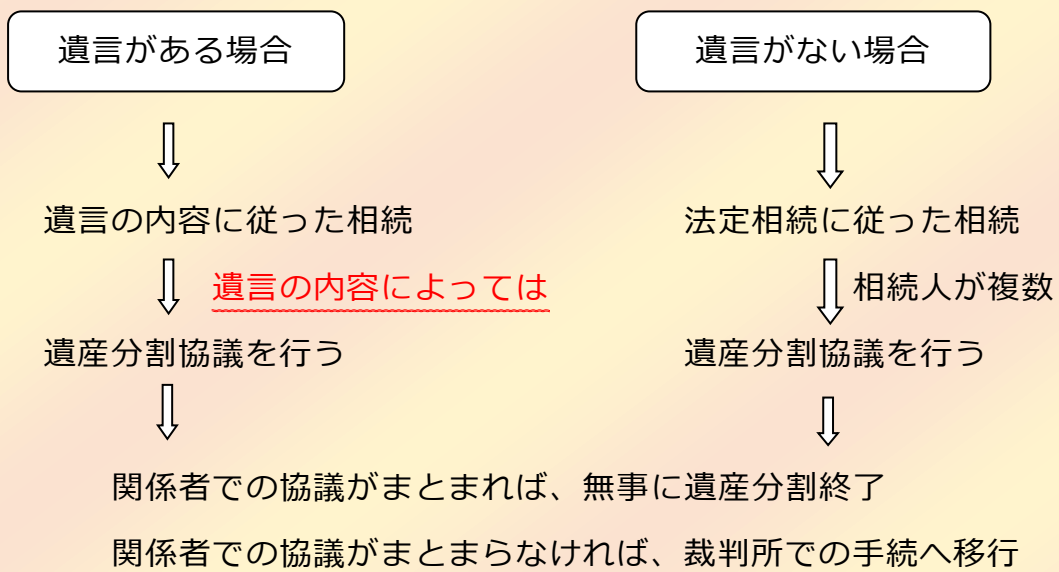
⇒法定相続（ほうていそうぞく）に従った分け方をする

= ①誰に（これを「法定相続人」という）、②どのような割合で遺産を取得させるかが民法という法律で決まっている



遺産分割協議 = 具体的に誰が何をもらうのかを決める話し合い

☆遺言がある場合とない場合の流れ



☆遺産分割協議とその後

